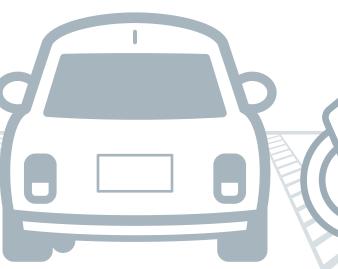


神奈川県







【無期限の利用証】

障害者等用 駐車区画の

ができました

令和6年11月スタート



【有期限の利用証】

移動に配慮が 必要な方が対象です。

障がいのある方、 難病患者、要介護高齢者、 妊産婦、けが人などへ 利用証を交付します。

このマークの駐車区画で 利用できます。





駐車区画



優先駐車区画

利用証の交付基準や申請方法など、詳しくは県HPをご覧ください

かながわ障害者等用駐車区画利用証制度





https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/parking_permit.html

「かながわ障害者等用駐車区画利用証制度」とは

障がいのある方や要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方や移動に配慮が必要な方のための駐車区画 について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。

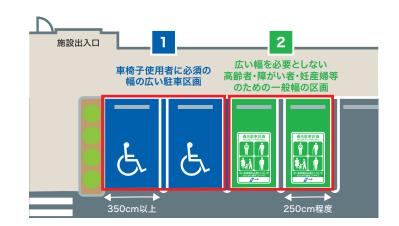
対象区画

車椅子使用者用駐車区画

車椅子使用者等が乗降できるよう、一般の駐車 区画よりも幅が広く設けられています。

優先駐車区画

入口近くに設けられた、一般幅の駐車区画です。 車椅子使用者等ほど広い幅を必要としない方 は、可能な限りこちらをご使用ください。



利用証の種類

無期限の利用証

身体障がい者、知的障がい者、 精神障がい者、難病患者、 要介護高齢者等が対象です。



有期限の利用証

妊産婦、けが人等が対象です。



利用証の交付対象者

区分				交付基準
	視覚障害			4級以上の者
	聴覚障害			3級以上の者
	平衡機能障害			5級以上の者
身体	上肢			2級以上の者
障	肢体	下肢		6級以上の者
身体障害者	不	体幹		5級以上の者
	自由由	脳原性運動	上肢機能	2級以上の者
		機能障害	移動機能	6級以上の者
	内部障害(免疫機能障害を含む)			4級以上の者
知的障害者				療育手帳の障害程度の欄がA2以上の者
精神障害者				精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の者
難病患者				特定疾患医療受給者
				特定医療費(指定難病)受給者
				小児慢性特定疾病医療受給者
高齢者等				介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上の者
妊産婦				母子健康手帳取得時~出産(予定)日の翌日から1年までの者
けが人等				医師の診断等により、歩行が困難であるために 特別な配慮が必要であると認められる者

※記載の障害等級等に該当しない場合でも、医師の診断書等により歩行が困難等の確認ができれば、利用証を交付します。